

**鳥取県最低賃金**

**1,030円**



**Q** 私の会社は鳥取県内に本社が、隣県に工場があります。鳥取県内から通勤してこの工場で働く社員の最低賃金はどの額なのでしょうか?

**A** 現在、鳥取県の最低賃金は令和0年10月4日から時間額030円となっていま

## 最低賃金の適用は？

金は、どの県のものが適  
用されるのでしょうか。

A

仕事  
の疑問  
相談室  
鳥取労働局

Q 私の会社は鹿取  
県内に本社が、隣  
県に工場があります。鳥  
取県内からの通勤してこの  
工場で働く社員の最低賃  
1,116円、島根県最低  
賃金は決して異なるため、  
各都道府県で金額が異な  
ります。ちなみに、現在、  
兵庫県最低賃金は時間額

金は時間額100円です。そして、最低賃金は、各都道府県内の事業場で働く労働者に適用されることがあります。事業場については、本社、工場、支店などが場所的に分散している場合も原則として個別の事業場として扱います。このため、鳥取県内に本社があり、他の都道府県に工場などがあるケースでは、工場などの規模が著しく小さい等の場合を除き、労働者にはこれらの工場などが所在する都道府県の最低賃金が適用されます。労働者の住所地

本社以外に、工場、支店などが別の都道府県にある場合には、それぞれの都道府県の最低賃金や効力が発生する年月日を事前に把握しておき、支払賃金がそれの最低賃金を下回ることのないよう注意しながら、

最低賃金は毎年、金額改正の必要性等が各都道府県で審議されます。審議状況など的情報や最低賃金に関しては、ホームページをご覧いただぐかに。鳥取労働局賃金室にお尋ねください。

東京労働局労働基準部賞金課  
電話0357-104011 (03)